（退職による終身退職年金及び有期退職年金の額の計算の請求）

第二十六条　加入者である退職年金の受給権者が退職し、法第二十五条において準用する組合法第八十一条第二項の規定による終身退職年金の額の改定及び同条第四項の規定による有期退職年金の額の改定に係る請求をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。ただし、有期退職年金にあつては、法第二十五条において準用する組合法第八十二条第二項の規定により当該有期退職年金を受ける権利が消滅している場合において、支給期間の短縮の申出又は法第二十五条において準用する組合法第七十九条の二第一項の規定による一時金の支給の請求をしようとするときは、その旨を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一・二　［略］

三　加入者等記号・番号、所属学校法人等の名称及び退職年月日

四　［略］

２　［略］

（職務障害年金の決定の請求）

第二十七条　職務障害年金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　［略］

二　加入者等記号・番号、所属学校法人等の名称及び退職年月日

三～十一　［略］

２～４　［略］

（職務遺族年金の決定の請求）

第二十八条　職務遺族年金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一・二　［略］

三　加入者又は加入者であつた者の退職当時又は死亡当時の加入者等記号・番号、所属学校法人等の名称及び退職年月日

四～十三　［略］

２～４　［略］

（任意継続加入者となるための申出等）

第三十三条　施行令第十一条第一項第五号に規定する文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　［略］

三　退職のときに交付されていた加入者証の加入者等記号・番号又は個人番号

２　施行令第十一条第二項第三号に規定する文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　［略］

二　任意継続加入者でなくなることを希望する旨を事業団に申し出るときに交付されている加入者証の加入者等記号・番号

（退職による終身退職年金及び有期退職年金の額の計算の請求）

第二十六条　［同上］

一・二　［同上］

三　加入者番号、所属学校法人等の名称及び退職年月日

四　［同上］

２　［同上］

（職務障害年金の決定の請求）

第二十七条　［同上］

一　［同上］

二　加入者番号、所属学校法人等の名称及び退職年月日

三～十一　［同上］

２～４　［同上］

（職務遺族年金の決定の請求）

第二十八条　［同上］

一・二　［同上］

三　加入者又は加入者であつた者の退職当時又は死亡当時の加入者番号、所属学校法人等の名称及び退職年月日

四～十三　［同上］

２～４　［同上］

（任意継続加入者となるための申出等）

第三十三条　［同上］

一・二　［同上］

三　退職のときに交付されていた加入者証の加入者番号又は個人番号

２　［同上］

一　［同上］

二　任意継続加入者でなくなることを希望する旨を事業団に申し出るときに交付されている加入者証の加入者番号